

入院者訪問支援事業について

1. 事業目的・概要
2. 本市の市町村長同意による医療保護入院者の状況
3. 事業内容
4. 今後のスケジュール

健康福祉局 障害者支援部 こころの健康センター

1. 事業の目的・概要

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等が居ない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考える者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市。

精神科病院



第三者である訪問支援員が、医療機関外から入院中の患者を訪問し支援

※入院者の求めに応じて、都道府県等が派遣を調整

都道府県等による選任・派遣



【支援対象者】

- (1) 市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者
- (2) 地域の実態等を踏まえ、(1)と同等に支援が必要として都道府県知事が認め、本事業による支援を希望する者

面会交流、支援
傾聴、生活に関する
相談、情報提供 等

※2人一組で精神科
病院を訪問

【訪問支援員】

- 都道府県知事が認めた研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者
- 支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞く（傾聴）ほか、入院中の生活に関する相談や、支援対象者が困りごとを解消したり、希望する支援を受けるためにはどうすれば良いのかを対象者に情報提供する。

【精神科病院に入院する方々の状況】

医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすく、

- ・ 孤独感や自尊心の低下
- ・ 日常的な困りごとを誰かに相談することが難しい、支援を受けたいが誰に相談してよいかわからないといった悩みを抱えることがある。

第三者による支援が必要

【入院者訪問支援事業のねらい】

医療機関外の第三者が、支援対象者と会話を交わし、支援対象者の話を傾聴することにより、様々な思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう、対象者の立場に立って寄り添うもの。

(留意点)

- ・ 令和6年度より法定事業として位置づけ。（守秘義務等）
- ・ 訪問支援員について、特段の資格等は不要。※研修修了は義務
- ・ 訪問支援員が対象者に代わって対象者の困りごとを解決することや、訪問支援員が医療・介護・障害福祉サービスの利用を調整したりサービスを自ら提供することは、本事業の支援として意図するものではない。

精神科病院に入院している支援対象者の自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消が期待される。

1. 事業の目的・概要

- 本事業の趣旨及び目的は、支援対象者の求めに応じ、訪問支援員が話を誠実かつ熱心に聞く（傾聴）ほか、入院中の生活に関する相談や、必要な情報提供等を行うことである。
- 事業の実施及び体制を検討する際には、精神科病院や市町村をはじめとする地域の各関係機関と連携・協力の上で体制整備を進めることが重要。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）

（入院者訪問支援事業）

第三十五条の二 都道府県は、精神科病院に入院している者のうち第三十三条第二項の規定により入院した者その他の外部との交流を促進するための支援を要するものとして厚生労働省令で定める者に対し、入院者訪問支援員（都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者のうちから都道府県知事が選任した者をいう。次項及び次条において同じ。）が、その者の求めに応じ、訪問により、その者の話を誠実かつ熱心に聞くほか、入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供その他の厚生労働省令で定める支援を行う事業（第三項及び次条において「入院者訪問支援事業」という。）を行うことができる。

2 （略）

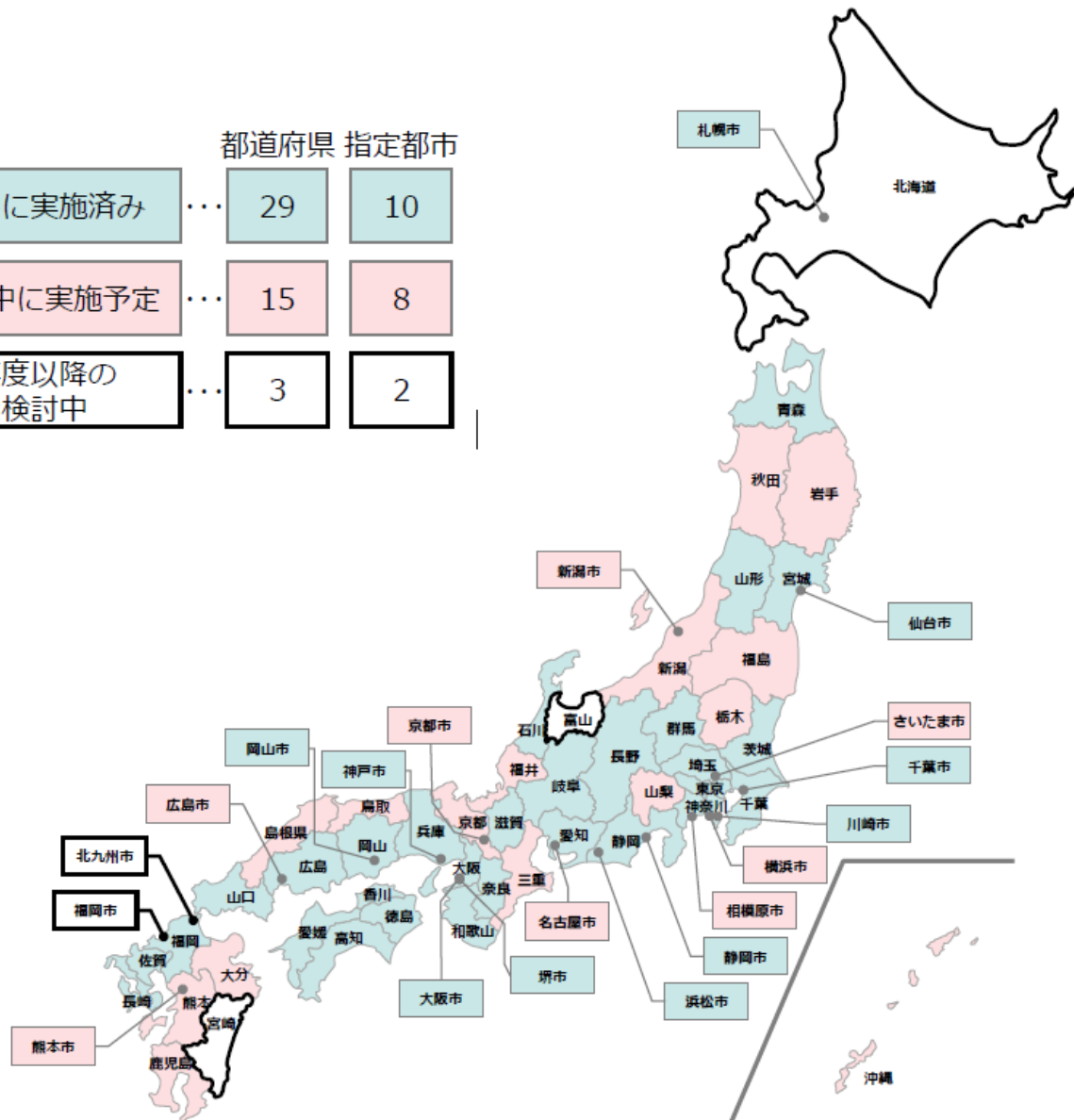
3 （略）

（支援体制の整備）

第三十五条の三 入院者訪問支援事業を行う都道府県は、精神科病院の協力を得て、精神科病院における入院者訪問支援員による支援の在り方及び支援に関する課題を検討し、支援の体制の整備を図るよう努めなければならない。

入院者訪問支援員養成研修実施状況（都道府県、指定都市）

	都道府県	指定都市
令和6年中に実施済み	29	10
令和7年度中に実施予定	15	8
令和8年度以降の実施を検討中	3	2

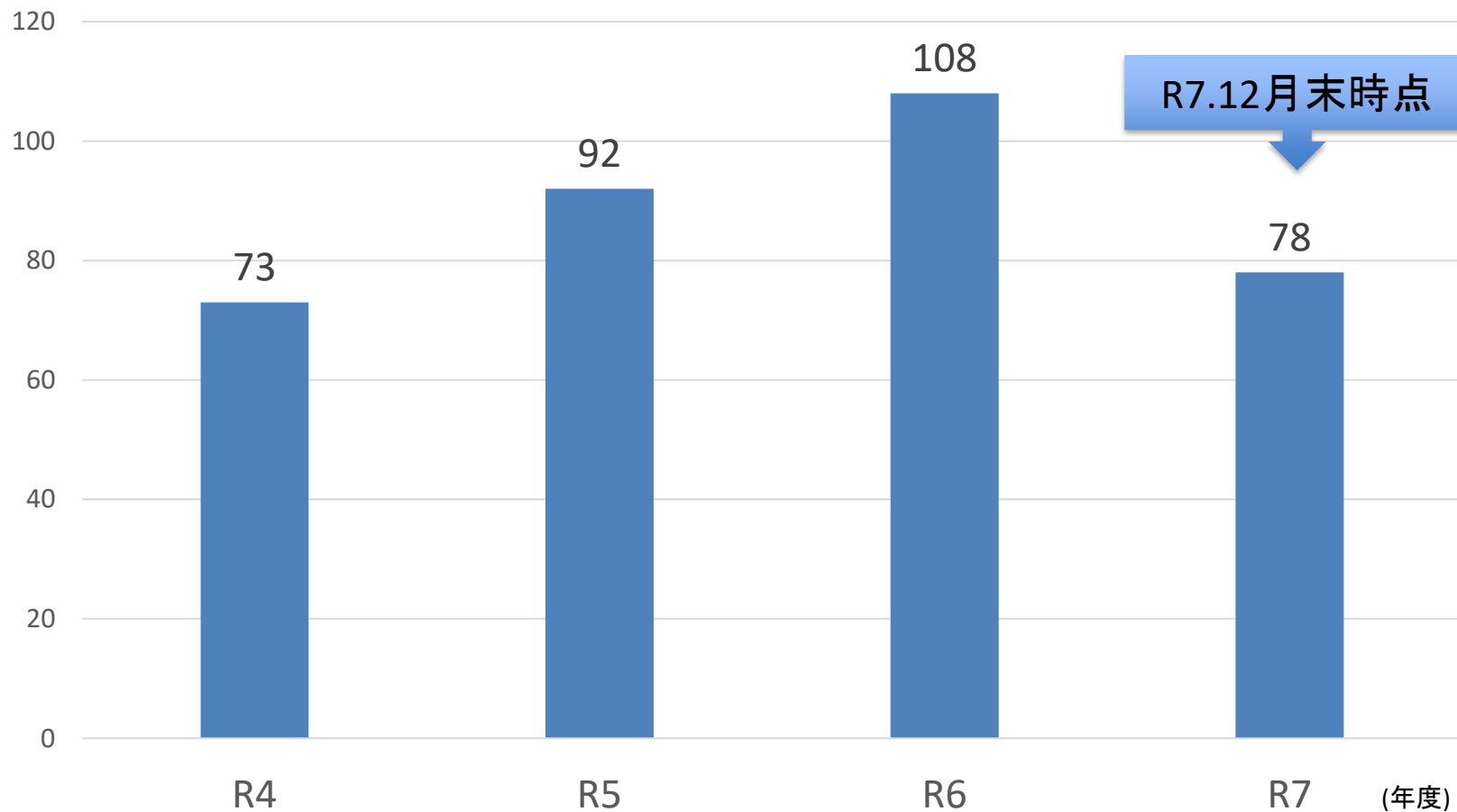


※令和7年3月31日時点

出典：自治体から提出された実施状況（速報値）を基に障害保健福祉部精神・障害保健課にて作成

2. 熊本市長同意による医療保護入院患者の状況

新規入院患者



熊本市こころの健康センター所報より

2.熊本市長同意による医療保護入院者の状況

【精神保健福祉法改正(令和6年4月1日施行)】

▶入院期間の上限

入院期間が**3カ月**(入院から6カ月経過後は**6カ月**)を超えない期間に制限

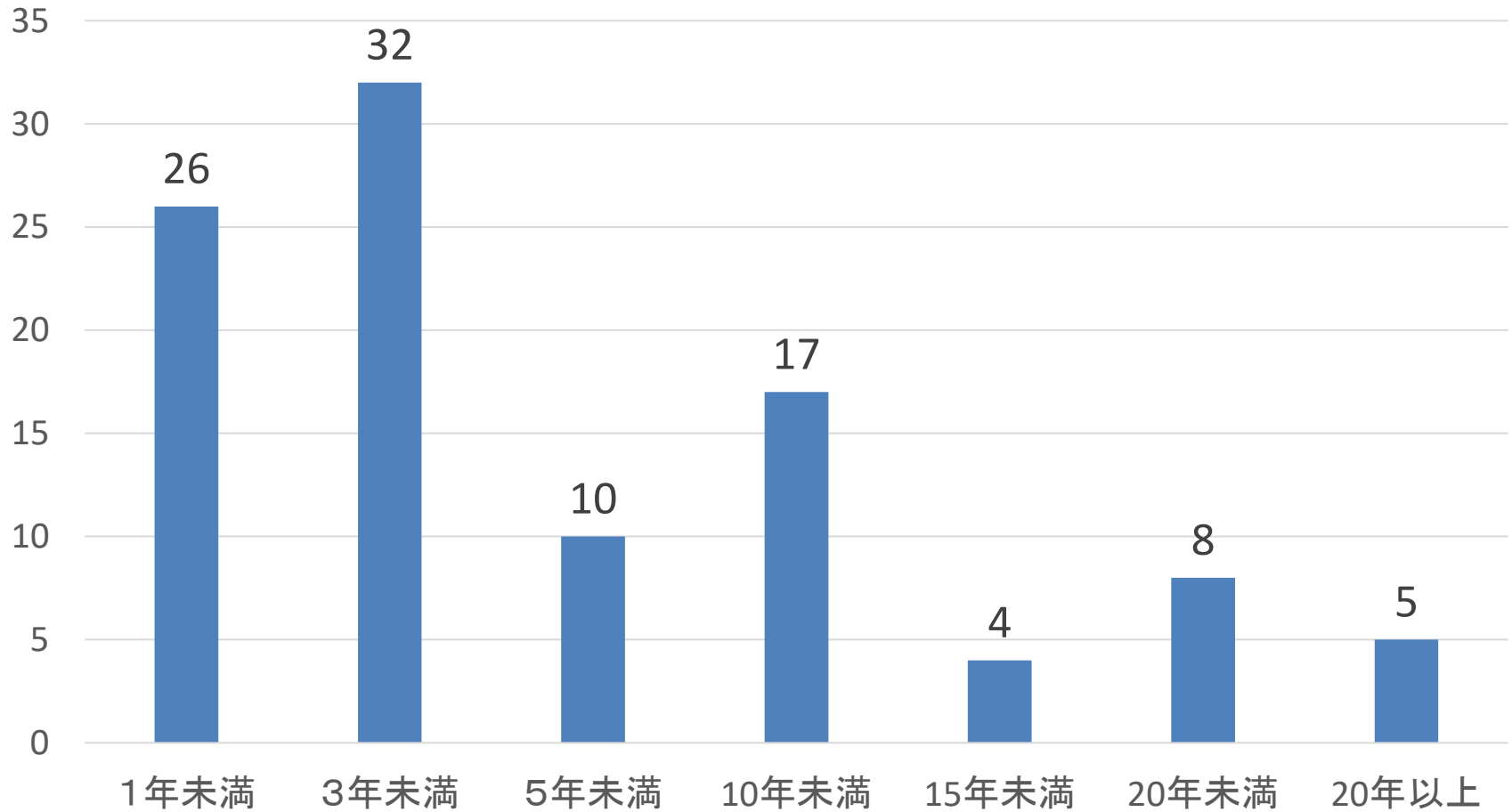
▶更新届の義務化

入院期間満了日の翌日から10日以内に「**入院期間更新届**」の提出が義務付け

更新届の提出 102名 (R7.12月時点)

2.熊本市長同意による医療保護入院患者の状況

更新届が提出された患者さまの在院日数



3. 事業内容

① 支援員養成研修

② 支援員の派遣

③ 事業の周知

④ 会議設置・運営

⑤ 評価

① 支援員養成研修

- 都道府県は、精神保健福祉法第35条の2に基づき、訪問支援員の業務を適正に行うために必要な知識・技能等を修得するための研修を実施する。
- 都道府県知事が行う研修は、①精神保健、医療及び福祉の現状及び課題、②入院者訪問支援事業の概要、③入院者訪問支援員として必要な技能についての講義及び演習とする。
- 研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者を入院者訪問支援員と定める。

訪問支援員養成研修



- ・ 訪問支援員としての活動を希望する者が対象
- ・ 講義：5時間程度（オンライン受講可）
- ・ 演習：6時間程度（原則、対面で実施）
- ・ 実施主体：都道府県等
- ・ 内容：省令に準拠



【講義】



訪問支援の意義や訪問支援員の役割等を理解した上で、訪問支援員として必要な基本的知識を習得する

【演習】

講義で得られた基本的知識を基礎としつつグループワークやロールプレイ等を通じて訪問支援員として必要とされるより実践的な知識や技能を習得する



① 支援員養成研修

内容・進行

開会・挨拶

入院者訪問支援事業について
(医療法人五風会さっぽろ香雪病院 地域連携支援
室長 尾形 多佳士 氏)

札幌市の入院者訪問支援事業について

グループ演習①「訪問支援員の役割に関する考え方」

休憩

当事者の体験共有
(吉本 尚子 氏)

グループ演習②「訪問支援員と患者の出会いの場面」

休憩

グループ演習③「実際の相談場面～傾聴と支援員の役割」

振り返り・質疑応答

連絡事項

日時：令和7年10月6日(月)
13時～18時

方法：県との合同開催
(事前オンライン学習及び対面)

場所：熊本県庁地下大会議室

周知：地域移行支援部会
コアメンバー・旗振り役

② 支援員の派遣



市町村長同意による医療保護入院者等



① 面会希望

- 熊本市長同意の方
- 熊本市長以外の市町村長同意の方

① 入院者本人もしくは精神科病院の職員を経由し面会希望の連絡を受ける。入院者本人から申込があった場合は、本人に同意を取り申込を受けた事務局から入院先の病院へ連絡する。
※聴取する患者情報としては
(1)氏名(2)年齢(3)性別
(4)入院中の病院名(5)訪問時間
聞きたいことのみ

【事務局】

熊本市こころの健康センター

熊本県障がい者支援課



③ 日程連絡

③ 面会日時及び訪問を予定している支援員氏名を連絡する。



精神科病院



④ 面会日連絡

⑤ 訪問支援(面会交流の実施)

② 面会日の調整

② 登録者から訪問支援員2名を選任し面会日を調整する

⑥ 実施報告

⑥ 面会終了後、実施報告書を作成し事務局へ提出する。

⑦ 支払い

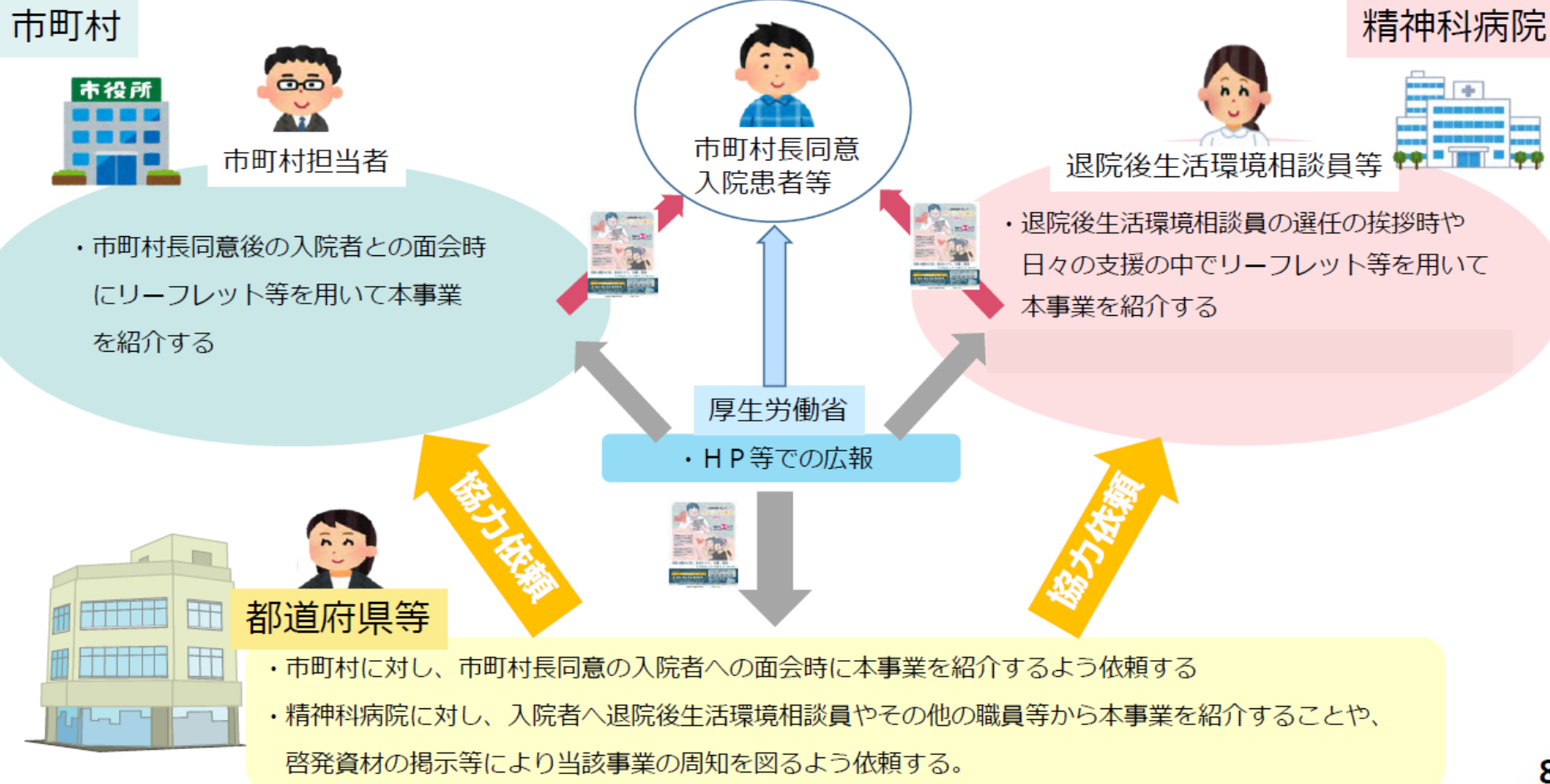
⑦ 報告書提出後、口座に振込む

訪問支援員

訪問支援員は2人1組(※)で精神科病院を訪問し、面会交流を行う。
訪問支援員の都合や病院からの距離を考慮して選任する。
(※)ペアで訪問をすることで互いにフォローができ緊張感の緩和につながる。



③事業の周知



- ・令和8年度は入院者ひとりにつき本事業の利用は原則1回まで

④ 会議設置・運営 / ⑤ 評価

- 都道府県等は、本事業を円滑に進めるため、事業の実施内容の検討や見直し等を行い、関係者の合意形成を図るための会議体及び事業の円滑な推進と更なる充実を図ることを目的として、実務者が協議するための会議体を設置する。

進め方の検討・見直し

推進会議

【目的】

運営を管理する者および訪問支援を受け入れる医療機関と訪問支援を行う者が、実施要領や事業計画の策定、実務者会議から報告される事業の実施状況や課題等をもとに**事業の進め方について検討や見直しを図る**場とする。

【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

都道府県等の協議の場（地方精神保健福祉審議会、自立支援協議会、地域移行を推進する部会等）の活用を可能とする。

【参加者】

都道府県等主管課、精神保健福祉センター、保健所、当事者、当事者家族、精神科病院協会等の関係団体、その他有識者等

課題等の洗い出し・検証

実務者会議

【目的】

訪問支援員や訪問支援を受け入れる精神科病院の関係者等が、定期的に事業実施における具体的な課題や支援のあり方等について協議し、その結果については適宜、推進会議へ報告する等、**事業の円滑な推進と、更なる充実を図る**場とする。

【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

（運営事務については委託を可能とするが、都道府県等事業担当者の会議への参加は必須とする）

【参加者】

都道府県等主管課、委託先事業者、訪問支援員、精神科病院等の関係者、市町村実務担当者（市町村同意に係る部署、及び医療保護入院患者の支援に係る部署の担当）、その他の当該事業に係る者等

- 評価：① 支援員や利用者からの意見の収集等を行う ② 推進会議、実務者会議で①で収集した意見等を共有する
③ 会議の構成員からの意見等を取りまとめる ④ 本事業の会議を活用し、事業の評価方法や評価を実施する。

4.今後のスケジュール

- 令和7年10月 訪問支援員養成研修 修了者53名
- 令和7年12月 修了証発送、令和8年度活動意向調査の実施
- 令和8年 1月 精神科病院長会にて事業内容等の説明
- 令和8年 3月 訪問支援員、医療機関職員向け説明会の実施(県と合同)
- 令和8年 3月 選任通知書発送、活動に向けてのアンケート実施
- 令和8年 4月以降 訪問支援員派遣開始
- 令和8年 10月頃(予定) 令和8年度訪問支援員養成研修(県と合同)

※実務者会議、フォローアップ研修(時期未定)について検討中。